

新型コロナウイルス関連
(ドバイからの出入国の制限緩和、出国時／再入国時の手続き等)

令和 2 年 6 月 2 3 日
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- 6月22日以降、一定の条件下で、ドバイで発行された在留資格 (UAE Residence Visa) を持っていて現在 U A E 国外にいる方の再入国が認められます。
- 6月23日以降、U A E 在留資格をもっている方のドバイからの出国と再入国が認められます。
- 7月7日以降、一定の条件下で、U A E 在留資格を持っていない方に短期滞在のためのドバイへの入出国が認められます。ただし日本人向けの入国ビザの取得方法は、現時点で未公表です。

【本文】

6月21日、ドバイ政府は、空路によるドバイでの出入国に関する規制緩和を発表しました。以下はドバイに特化した措置ですので、在留資格 (UAE Residence Visa) の発行地がドバイ以外の方やドバイ以外の空港から出入国する場合は該当しません。ご利用の航空会社や空港にご確認ください。

1 U A E 在留資格を持っている方

- (1) 6月22日以降、ドバイの在留資格を持っていて現在 UAE 国外にいる方は、下記の条件で再入国が許可されます。
- 航空券予約前にドバイ入国管理局 (G D R F A ドバイ) から再入国許可を取得すること：既に連邦 I D 国籍庁 (ICA) の許可を取得済みの方も、在留資格がドバイで発行されている場合は G D R F A ドバイの許可が必要。また在留資格の発行地がドバイ以外の方は、I C A の許可取得が航空券購入の条件と考えられますが、詳細はご利用の航空会社にお問い合わせください。
 - 搭乗前に健康申告書 (Health Declaration Form) に記入し、ドバイ空港到着時にこれを提出すること
 - ドバイ到着時に空港で P C R 検査を受けること (無料)
 - ドバイ到着時に私用端末にアプリ「COVID-19 DXB」をインストールし登録を行うこと：現在、U A E 国内から同アプリの iOS 端末でのダウンロードできない状況ですが、空港到着時に係官の指示に従うようお願いいたします。
 - P C R 検査で陰性が確認されるまで、自宅又はホテルで待機すること：ルームシェアや人口密度が高い集合住宅に居住する方は、UAE 当局が指定する施設の利用を求められる可能性があります (費用自己負担)。また検査結果が陽性となった場合、無症状でも 1 4 日間の隔離が求められます。
- (2) 6月23日以降、全ての U A E 在留資格所持者は、下記の条件でドバイからの出国・再入国が認められます。なお、日本に渡航する場合、U A E 出発時や日本から再度出国する際

のPCR検査の受検や医療保険への加入は不要です。また UAE 外務国際協力省が運営する Twajudi システムへの登録は、UAE 国民に求められるものですが、外国人の在留資格所
持者に求められるものではありません。

- ドバイ出発時に、健康申告書（Health Declaration Form）に記入し提出すること。
- ドバイ到着時に、上記（１）の条件を満たすこと。

2 UAE 在留資格を持っていない方

7月7日以降、UAE 在留資格を持っていない方に短期滞在のためのドバイへの入出国が認められます。その条件として、出発地からの渡航96時間前以降にPCR検査を受検し陰性証明を取得しておくこと、有効な海外旅行保険に加入していること等が発表されていますが、日本人向けの UAE 入国ビザの取得方法（オンライバルビザの発行の可否や UAE 国外での事前取得の要否等）は現時点で公表されていません。詳細が判明次第、領事メールでご案内する予定です。

3 留意事項

- 現時点では、ドバイでトランジットする方に対する特別な条件は発表されていません。UAE に入国せずにトランジットされる場合でも、空港でのサーモスクリーニングが行われる他、空港内で何らかの症状が見られた場合は、ドバイ空港や保健当局により検査が行われる可能性はあります。その他の詳細はドバイ国際空港やご利用の航空会社にお問い合わせください。
- 上記情報は6月22日時点のものであり、UAE 当局による措置は、今後も予告なく変更または追加されることが予想されます。当館でも7月以降のUAE 再入国に関する情報を含めて鋭意情報収集中であり、邦人の皆様に有益な情報は、随時、領事メール等でお知らせします。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。
- 日本政府はUAE を感染症危険情報レベル3に指定していることから、UAE から日本に入国する方には空港でPCR検査が行われるほか、公共交通機関の不利用や14日間の隔離が要請されます。詳細は渡航前に厚生労働省のホームページをご確認ください。

【本件に関する参照先】

○ドバイメディア局 Twitter 発表：

<https://twitter.com/DXBMediaOffice/status/1274741641115557888>

○ドバイメディア局 HP 発表：[https://mediaoffice.ae/en/news/2020/June/21-](https://mediaoffice.ae/en/news/2020/June/21-06/Supreme%20Committee%20of%20Crisis%20and%20Disaster%20Management%20announces%20new%20air%20travel%20protocols)

[06/Supreme%20Committee%20of%20Crisis%20and%20Disaster%20Management%20announces%20new%20air%20travel%20protocols](https://mediaoffice.ae/en/news/2020/June/21-06/Supreme%20Committee%20of%20Crisis%20and%20Disaster%20Management%20announces%20new%20air%20travel%20protocols)

○GDRFA 許可サイト：

https://smart.gdrfad.gov.ae/Smart_OTCServicesPortal/ReturnPermitServiceForm.aspx

○ICA 許可サイト：

<https://smartservices.ica.gov.ae/echannels/web/client/default.html#/login>

○健康申告書フォーム：<https://www.emirates.com/ae/english/help/flying-you-home/>（エミレーツ航空HP内）

【一般的な参考情報】

○ドバイ国際空港：<https://www.dubaiairports.ae/>

○ドバイ・メディア局公式 Twitter：<https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁（DHA）公式 Twitter：https://twitter.com/dha_dubai

○厚生労働省（水際対策の抜本的強化に関する Q&A）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00）

F A X：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ：http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者、メルマガ及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html